（基本機能）

第三十六条の二　第三十五条の三（第五号を除く。）の規定は、事業用電気通信設備の機能について準用する。

（総合品質）

第三十六条の五　電気通信事業者は、当該電気通信事業者の設置する事業用電気通信設備に接続する端末設備等（インターネットプロトコルを使用してパケット交換網に接続するものに限る。）相互間における通話（アナログ電話端末との間の通話を含む。）の総合品質に関して、総務大臣が別に告示するところに従い、あらかじめ基準を定め、その基準を維持するように努めなければならない。ただし、当該端末設備等と国際中継回線を接続している国際交換設備との間の通話は、この限りでない。

［2　略］

（災害時優先通信を取り扱う事業用電気通信設備）

第三十六条の七　第三十五条の二の五の規定は、災害時優先通信を取り扱う事業用電気通信設備について準用する。

（異なる電気通信番号の送信の防止）

第三十六条の八　第三十五条の二の六の規定は、電気通信番号規則第十条第一項第二号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備について準用する。

（予備機器）

第三十七条　［略］

［2　略］

3　固定電話接続用設備は、その故障等の発生時に他の地域に設置された固定電話接続用設備に速やかに切り替えられるようにしなければならない。

（停電対策）

第三十八条　事業用電気通信設備は、通常受けている電力の供給が停止した場合においてその取り扱う通信が停止することのないよう自家用発電機又は蓄電池の設置その他これに準ずる措置（交換設備にあつては、自家用発電機及び蓄電池の設置その他これに準ずる措置。第四項において同じ。）が講じられていなければならない。

［2・3　略］

4　電気通信事業者は、固定電話接続用設備について、通常受けている電力の供給が長時間にわたり停止した場合においてその取り扱う通信が停止することのないよう自家用発電機又は蓄電池の設置その他これに準ずる措置を講ずるよう努めなければならない。

（準用）

第三十九条　第五条から第八条まで、第八条の三、第九条、第十条、第十二条から第十五条まで及び第十五条の三（第一項第三号及び第五号並びに第二項に係る部分に限る。）の規定は、事業用電気通信設備について準用する。この場合において、第七条第二項中「応急復旧工事、臨時の電気通信回線の設置、電力の供給その他の応急復旧措置」とあるのは「応急復旧措置」と、第十条第二項中「自家用発電機及び蓄電池」とあるのは「蓄電池」と読み替えるものとする。

（基本機能）

第三十六条の二　第三十五条の三の規定は、事業用電気通信設備の機能について準用する。

（総合品質）

第三十六条の五　電気通信事業者は、当該電気通信事業者の設置する事業用電気通信設備（アナログ電話端末と接続できるものに限る。）に接続する端末設備等（インターネットプロトコルを使用してパケット交換網に接続するものに限る。）相互間における通話（アナログ電話端末との間の通話を含む。）の総合品質に関して、総務大臣が別に告示するところに従い、あらかじめ基準を定め、その基準を維持するように努めなければならない。ただし、当該端末設備等と国際中継回線を接続している国際交換設備との間の通話は、この限りでない。

［2　同上］

（災害時優先通信を取り扱う事業用電気通信設備）

第三十六条の七　第三十五条の二の二の規定は、災害時優先通信を取り扱う事業用電気通信設備について準用する。

（異なる電気通信番号の送信の防止）

第三十六条の八　第三十五条の二の三の規定は、電気通信番号規則第十条第一項第二号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備について準用する。

（予備機器）

第三十七条　［同上］

［2　同上］

［新設］

（停電対策）

第三十八条　事業用電気通信設備は、通常受けている電力の供給が停止した場合においてその取り扱う通信が停止することのないよう自家用発電機又は蓄電池の設置その他これに準ずる措置（交換設備にあつては、自家用発電機及び蓄電池の設置その他これに準ずる措置）が講じられていなければならない。

［2・3　同上］

［新設］

（準用）

第三十九条　第五条から第八条まで、第九条、第十条、第十二条から第十五条まで及び第十五条の三（第三号及び第五号に係る部分に限る。）の規定は、事業用電気通信設備について準用する。この場合において、第七条第二項中「応急復旧工事、臨時の電気通信回線の設置、電力の供給その他の応急復旧措置」とあるのは「応急復旧措置」と、第十条第二項中「自家用発電機及び蓄電池」とあるのは「蓄電池」と読み替えるものとする。